広島市政と市民

無理するな遠くに見えても車は速い
毎月1日・10日・20日は「市民交通安全の日」です

3月1日号　No338

新住居表示と町界町名の変更を

三月一日から 牛田・二葉・古田地区を実施

市街地全域の作業　45年度終了を目標に

広島市では、3月1日から牛田地区（一部の地区をのぞく）二葉地区、古田地区の町界町名を別表のように39か町に変更し、同時に新しい住居表示を実施します。したがって、これらの地域に住んでおられる人の住所の表わしかたは、3月1日以降は街区番号と住居番号を使って「広島市○○町○番○号」というように変わります。ただし、牛田町と古田町の一部の地区では、新町名だけを使用する地区がありますので、おまちがいのないようご注意ください。

この新しい住居表示制度は、国の「住居表示に関する法律」にもとづいて、広島市では昭和40年4月から毎年逐次実施しており、昭和45年度終了を目標にして、市街地全域にわたって実施する予定で作業を進めています。街区番号と住居番号を見れば住居がたやすく確認でき、あらゆる面で便利になったと、市民のみなさんからも非常に喜ばれております今後とも、この事業に対して、市民のみなさんの深いご理解とご協力をお願いします。

住居表示を実施している区域内で、建物を新築・改築される場合は、新しい住居番号をつけますので、必ず市役所住居表示課（電話45—2111 内線903）へ届け出てください。

変更後の町名	変更前の区域
牛田南一丁目	牛田町の一部
牛田南二丁目	牛田町の一部
牛田東一丁目	牛田町の一部
牛田東二丁目	牛田町の一部
牛田東三丁目	牛田町の一部
牛田東四丁目	牛田町の一部
牛田早稲田一丁目	牛田町の一部
牛田早稲田二丁目	牛田町の一部
牛田旭一丁目	牛田町の一部
牛田旭二丁目	牛田町の一部
牛田中一丁目	牛田町の一部
牛田中二丁目	牛田町の一部
牛田本町一丁目	牛田町の一部
牛田本町二丁目	牛田町の一部
牛田本町三丁目	牛田町の一部
牛田新町一丁目	牛田町の一部
牛田新町二丁目	牛田町の一部
牛田新町三丁目	牛田町の一部
牛田新町四丁目	戸坂町の一部 牛田町の一部
牛田山	牛田町の一部
高須三丁目	古田町の一部
高須四丁目	古田町の一部
古江東町	古田町の一部
古江西町	古田町の一部 草津東町の一部
古江上一丁目	古田町の一部
古江上二丁目	古田町の一部
田方一丁目	古田町の一部
田方二丁目	古田町の一部
田方三丁目	古田町の一部
山田町	古田町の一部
上大須賀町	大須賀町の一部
二葉の里一丁目	大須賀町の一部 二葉の里の一部
二葉の里二丁目	二葉の里の一部
二葉の里三丁目	二葉の里の一部
光が丘	光が丘の全部
光町一丁目	光町の一部
光町二丁目	光町の一部 山根町の一部
若草町	若草町の一部 尾長町の一部
松原町（鉄道用地）	松原町の一部

火事の注意も家事のうち

3月13日まで　「春の火災予防運動」を展開

2月、3月は空気が乾燥して火事が起こりやすく、大火になりやすい季節です。ことしも「春の火災予防運動」が3月13日まで、全国いっせいに展開されています。

「火事の注意も家事のうち」—コンロやストーブのあと始末を忘れると大火事をひき起こすこともあります。日ごろから火の取り扱いにはじゅうぶん注意して、自分の使った火は責任をもってあと始末するという習慣をつけることがたいせつです。「火災のない明るい町づくり」のためにいま一度、わが家の火災予防を家族ぐるみで話し合い、総点検をしてみましょう。

無料定期予防接種を

3月31日までに

市では、現在、無料定期予防接種を実施しています。対象者で、まだ接種を受けておられない人は、指定医療機関に、予防接種票と母子健康手帳（乳・幼児）を持参して、3月31日までに必ず受けてください。

対象者／◇乳児＝44年2月1日から同年9月30日までに生まれた人◇幼児＝43年2月1日から同年7月31日までに生まれた人◇幼児（小学校入学前）＝38年4月2日から39年4月1日までに生まれた人◇児童（小学校卒業前）＝32年4月2日から33年4月1日までに生まれた人。

接種の種別／種痘、ジフテリア・百日ゼキ・破傷風（混合）、ジフテリア。

被爆者の健康診断を

日曜健診は3月15日に

44年度後期の被爆者健康診断を実施しています。3月の日程と場所はつぎのとおりです

■出張班／◇2・3・4・5・6日＝教専寺（草津本町）◇9・10日＝求道寺（古田町）◇11・12日＝庚午中◇13・16日＝西隣保館◇17・18・19・20日＝己斐本町会館

■原爆被爆者福祉センター班／◇2・3・4・5日＝皆実地区◇6・9・10・11・12・13日＝吉島地区◇16・17・18日＝広瀬地区◇19・20日＝天満地区

■舟入被爆者健康管理所班／◇2・3・4・5・6・9・10・11・12・13・16・17・18・19・20日＝舟入南町

受付け時間は、いずれも午前9時30分から同11時45分までと午後1時から同3時45分までです。

今月の日曜健診は、3月15日午前9時から同11時30分まで、原爆被爆者福祉センターで行ないます。

編集・発行／広島市総務局広報課（電話代表45－2111）　印刷／株式会社文化社　発行日／昭和45年3月1日

募集

希望者は、それぞれふるってご応募ください。

施設見学会参加者

市の施設をみなさんに見学してもらい、市政に対する理解を深めてもらうため、定期的に施設見学会を実施しています。
とき／3月13日（金）午前9時から午後3時30分まで。
見学する施設／社会福祉センター　千田下水処理場　中清掃事務所　ユース・ホステル　牛田浄水場／集合／市役所玄関前に午前8時45分までに集合してください。
申込み先／市役所広報課（電話45—2111 内線509）へ必ず電話で申し込んでください。　その他／①定員は55名（定員になりしだい締め切る。）②昼食、雨具はご持参ください。

市民講座受講者

市民のみなさんの平和文化に対する認識を深めるため、市民講座を開きます。
とき／3月16日（月）・17日（火）・23日（月）・24日（火）毎日午後6時から同8時まで。　ところ／平和記念館第4会議室　講座・講師／◇3月16・17日＝「失われた領土（沖縄と北方領土）」広大教授　伊藤満氏◇3月23・24日＝「最近の軍縮問題（ABC兵器の禁止をめぐって）」＝広大教授小谷鶴次氏　受講料／無料　申込み方法／往復ハガキに、「第3回市民講座申込書」と書き住所、氏名、年齢、勤務先（所在地・電話）を記入して3月10日（火）までに、広島平和文化センター（中島町1—2平和記念館内）へ申し込む。　定員／100名。　くわしいことは平和文化センター（電話41—5246）へおたずねください。

競輪臨時従事員

資格／満45歳未満の健康な女性　募集人員／約40名
給与／700円（基本給500円プラス皆勤手当200円。　ただし試用期間3か月終了後は基本給550円）
勤務時間／◇発売関係＝午前10時30分から午後5時まで◇払戻し関係＝午前11時から午後5時30分まで。　／勤務日数／1開催（1か月）当り6日間。　面接日時・場所／土・日曜日をのぞく午前9時から午後4時まで。競輪事務局（宇品海岸三丁目6番）で。
そのほか、繁忙手当や記録手当などの諸手当がありますが、くわしいことは、競輪事務局（電話51—4530）へおたずねください

広島少年合唱隊員

広島少年合唱隊は、平和祈念式典や定期演奏会などをつうじて市民のみなさんにもすっかりおなじみになっています。
応募資格／小学校2・3・4年生の男子で、音楽を愛好するもの
募集人員／◇小学校2年男子＝50名◇3・4年男子＝若干名
申込み方法／各小学校をつうじて配布している申込書に返信用封筒（保護者の住所、氏名を記入し、15円切手を貼付したもの）を添えて、3月5日（木）までに、広島少年合唱隊（袋町6—36袋町小学校内）に郵送してください。
選考方法／3月8日（日）午前9時30分から青少年センターで、簡単な歌唱と保護者同伴の面接を行ないます。
くわしいことは、白島小学校（電話21—3012）樋口正司隊長にお問い合わせください。

固定資産税課税台帳をご覧ください

3月2日から3月20日まで

みなさんが所有しておられる土地、家屋、償却資産の新しい評価額が決まりました。この評価額は、3年ごとに評価替えをすることになっており、昭和45年度は、この評価替えをする年（基準年度）になっています。このたび決まった評価額は、原則として3年間すえ置くことになっています。
みなさんが納められる固定資産税や都市計画税は、この評価額をもとにして算定しますあなたの所有しておられる資産の評価額などを確かめていただき、納得のいく納税をしていただくために固定資産課税台帳を縦覧しますので、この期間内にぜひご覧ください。
◇とき／3月2日（月）から3月20日（金）まで。毎日午前8時30分から午後5時まで。（土曜日の午後と日曜日はのぞく。）
◇ところ／市役所本庁舎3階講堂
◇審査の申し出／このたびの評価額などに不服のある人は、3月30日（月）までに、文書で審査の申し出をすることができます。用紙は市役所資産税第一課にあります。この申し出は、3月31日以降は受け付けませんのでご注意ください。
くわしいことは、資産税第一課（電話45—2111内線265・544）へおたずねください。

所得税、市・県民税、個人事業税の申告は今月16日までにお忘れなく

くわしいことは、東税務署(電話41-9281)、西税務署(電話45-3111)、南税務署(53-3281)の所得税課か県税事務所直税第一課(電話28-2111)、市役所市民税課(電話45-2111内線540)まで。

会と催し

「くらしの設計」講習会

3月11日に平和記念館で

とき3月11日（水）午後1時から。ところ／平和記念館1階ホール
内容／①長期生活設計の考えかた＝東京女子大助教授山手しげる氏②あなたのための家計診断＝評論家青山三千子氏　受講料／無料
くわしいことは市役所商工課（電話45—2111 内線844）まで。

北方領土復帰を扱った「岬」

3月10日に「劇団たんぽぽ」公演

とき／3月10日（火）午後6時から同8時まで。
ところ／広島市公会堂。内容／「岬（3幕6場）＝北方領土復帰問題を扱った演劇で、「劇団たんぽぽ」が公演するもの。
入場料／無料

県「設備近代化資金」説明会

3月3日に商工会議所で

中小企業者の設備近代化に対する助成制度として、設備近代化資金貸付制度と設備貸与制度があります。この制度をひろくみなさんに知っていただくため、説明会を開きますので、多数おいでください。
とき／3月3日（火）午後1時30分から。　ところ／商工会議所101号室
くわしいことは、県中小企業課（電話28—2111内線564）まで。

物故郷土画家作品展

3月5日から広島城郷土館で

広島城郷土館では、沢三石、田中頼璋氏らの作品20数点を集めて、第1回物故郷土画家作品展を開きます。おそろいでどうぞ。
とき／3月5日（木）から3月31日（火）まで。
ところ／広島城郷土館4階展示室　料金は、広島城への入場料（おとな30円、子ども15円）を払うだけで、特別の料金はいりません。

庚午橋の自動車通行を禁止

太田川放水路にかかっている庚午橋の床板の修繕工事を行なうため、3月5日（木）午前8時ごろから3月22日（日）午後5時ごろまで、自動車の通行を禁止します。ただし、二輪車や人は工事期間中も通行できます。くわしいことは、市役所土木建設課（電話45—2111内線372）まで

東新天地駐車場を一時閉鎖

長いあいだみなさんにご利用いただいてきた、東新天地駐車場を3月6日（金）限りで一時閉鎖します。これは、現在の駐車場あとに、地下2階の新しい駐車場（170台収容）の建設工事を行なうためのもので、46年4月から、装いも新らたに大規模な駐車場がオープンする予定です。くわしいことは、市役所都市計画課（電話45—2111内線475）まで。

広島市政と市民

3月15日 No 339

人口と世帯

人口	556,857(556,791)
男	278,686(278,651)
女	278,171(278,140)
世帯	188,020(188,006)

45年1月31日現在
(カッコ内は44年12月31日現在)

若芽をすくすくと

スベリ台で遊ぶ子どもたち＝出汐町ちびっ子広場で

進む！遊び場づくり

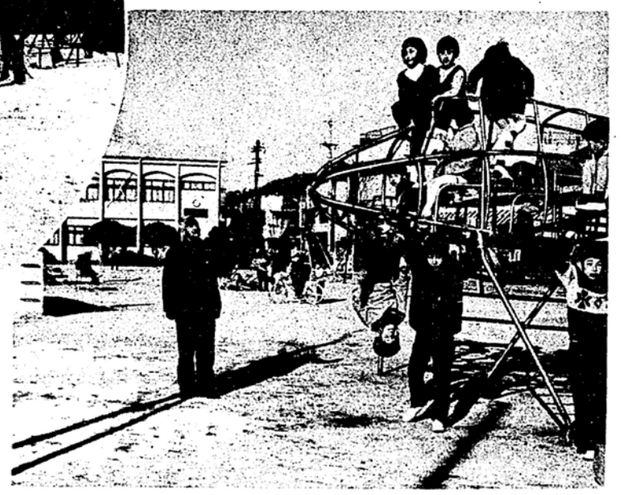

公園指導員に見守られながら遊ぶ子どもたち＝松川公園で

好評を得ている公園指導員

鬼ごっこやかくれんぼ、石けりなわ飛び――わたしたちが子どものころ、どろんこになりながら夢中になった遊びです。いまの子どもたちはどうでしょう。いたるところにビルや家が建ち込み、山は切り崩され、川は汚され、子どもたちの遊び場は奪いさられています。ですから、子どもたちは、陽の当たらない家の中に閉じ込められてしまいます。このため、過保護や運動不足に陥り、体格はすぐれているが、運動能力や体力などの機能面は劣っているというような、いわゆる〝もやしっ子〟や、〝肥満児〟が目だってふえてきているといわれています

市では、このような弊害をなくし、日に日に成長する子どもたちが、戸外で安心して、思いっきりはしゃぎまわれるようにするため、遊び場づくりに力を入れています。

現在、子どもの遊び場として、市内に八十七か所の児童公園があります、遊具などがまだまだじゅうぶん整っておらないところもあり、児童公園を、名実ともに、魅力のある〝子どもの城〟にするため、毎年整備を続けています。

ちびっ子広場は、遊び場がなくて困っている小さな子どもたちのために、県や市のあき地や遊休地を利用して遊び場をつくり、開放しているもので、砂場やブランコスベリ台などの施設を備えています。現在、七か所のちびっ子広場があり、さらに、四十五年度には新たに十か所を設ける予定です。今後もあき地さえあればどんどん造成し、子どもたちのすこやかな心身の発達をはかるつもりです。

いっぽう、遊び場づくりと平行して、公園の管理にも積極的に取り組んでおり、きれいな公園で、子どもたちが安心して遊べるよう昨年五月から、公園指導員が置かれています。

この公園指導員は、①面積が広くて、施設が整っている②住宅の密集地区で、児童数が多く利用率が高い③付近に工場などがあっておとなに占有されやすい――などの状況にある松川、楠木、吉島など、十七か所の公園に五十三人が置かれています。これらの指導員は、一公園当たり三人～四人が交代で受け持っており、公園内を巡回して、遊器具などを点検したり、掃じをしたりするほか、子どもの事故防止を中心とした遊びの指導などを行なっています。指導員制度が発足して以来、「子どもが安心して遊べる」と好評を得ており、来年度は、さらに、十五か所の公園に指導員を置く方針です。

最近、各地区から「もっと子どもの遊び場を…」という要望が出ています。子どもはつぎの世代をになう若芽です。このすばらしい若芽をすくすくと伸ばしていくため、今後も子どもの遊び場づくりに力をそそぎたいと思います。

編集・発行／広島市総務局広報課（電話代表45－2111）　印刷／文化印刷株式会社　発行日／昭和45年3月15日

夢が実現する

レクリエーション施設を充実

家族で楽しいひとときを

都会の騒音、スモッグ、人や車の波――あわただしい都市生活を送っているわたくしたちにとって、うっ積した疲れをいやし、あすへの活力を養うためには、憩いはぜひとも必要なことです。現在市内には、市民のみなさんが自由に活用できる体育・レクリェーション施設は、残念ながらまだじゅうぶんとはいえません。豊かで魅力ある国際平和文化都市の建設をめざしている広島市にとって、市民生活にうるおいをもたらすことは欠くことのできない基本的な条件です。ここでは、現在、市が建設を急いでいる動・植物園や太田川放水路洪水敷きなど、レクリェーション施設の建設状況を紹介しましょう。

進む動物園の建設工事＝2月6日撮影

動物園

来年の八月には開園

憩いと教養の場に

市民のみなさん、とりわけ、子どもたちにとって、長年の夢であった動物園の建設工事が、来年八月の開園を目標にして、九億三千五百七十万円を投じ、安佐郡安佐町後山で、ハイピッチで進められています。現在、各ブロックを取りまく石垣や芝ふの整備とともに、すでに、キリン舎やゾウ舎の建設にとりかかっており、四月からは、チンパージー舎やアフリカ動物舎などの建設に着工することになっています。

開園時には、アフリカ園、アジア園の一部、子ども動物園が完成し、アフリカ生まれを中心にした九十四種、約四百匹の動物たち――キリンをはじめゴリラ、サイなどが首を長くしてみなさんの入園を待つことになります。

開園後は、第二期工事として、アジア園の一部、日本園、オーストラリア園、自然教育園などを、第三期として、アメリカ園、極地園、動物図書館などを、それぞれ整備していく計画です。

この動物園は、しだいに失われていく自然を、できる限り保護しながら造成し、動物の展示も、自然の中に放し飼いすることによって、動物の生活や群生のもようがひと目でわかるように配慮していく考えです。

自然の環境の中で、子どもたちの夢を育てる――都市化が進み、自然からだんだんと遠ざかっていく現在、自然とふれ合い、自然の豊かさを日常生活に取り入れることは、欠かせない要件になっています。広島市後山動物公園も、ただ単に家族ぐるみの健全なレクリェーションの場としてだけではなく、動物の自然の生態に接することにより、自然保護の社会教育の場としても、大いに活用してもらいたいと思います。

植物園

四十九年の開園を目標

楽しみながら学ぶ場に

佐伯郡五日市町倉重に建設する植物園は、一億九千六百九十万円をかけて、取付け道路（全長一・三キロ、幅八㍍）の築造工事と合わせて、園地の一部造成にはいっています。現在、マスタープランの作成を、二百四十万円で専門業者に委託しており、今月末には、基本設計がまとまる予定です。植物園は十七万四千平方㍍の規模で、市民のレクリェーションとあわせて、植物の知識を学ぶ、いわゆる〝楽しみながら鑑賞できる植物園〟として、四十九年の開園を目標にしています。

四十五年度は、園芸指導所の新築工事などを重点的に進める方針です。これは、現在の園芸指導所のあとに、庚午小学校（仮称）が新設されることに伴い、植物園内に移転するもので、事務所のほか、試験栽培用の温室や実験室などをそっくり移転するものです。移転はことしの九月ごろまでには終わる予定で、引き続き大温室や資料館、瀬戸内海を一望に眺めることができる展望台などのほか、バラ園やボタン園、広葉樹林や針葉樹林なども設けます。全体的には、自然を生かしたゾーンと人工的なゾーンとに分け、四季とりどりのものを楽しんでいただくという構想を持っています。

園内に植える各種の樹木は、成長するまでにかなりの年月がかかります。このため、当分は、温室や庭園、草花などが来園者の関心を集めることになりますが、樹木が成長した数年後には、大規模な植物園として、緑を求める人たちで大いににぎわうことでしょう。

広島城の堀

水をたたえ鯉を放流

水の枯れた広島城の堀に水を満たし、周囲の緑地帯とあわせて市民の憩いの場にするため、整備を急いでいます。

現在、漏水を防ぐため、七千七百十万円をかけて、内堀と外堀の補強・整備工事と合わせて約七万平方㍍の堀底に、砂やポリエチレン・フィルムを敷き詰める作業を進めています。すでに、地下水を汲み上げる電動ポンプのすえ付けが完了しており、四月中旬には、深さ六十センチ～七十センチの水をたたえ、二万匹の鯉の稚魚を放流する予定です。

この事業は、中央公園の整備の一環として行なっているもので、四月ごろからは、広島城一帯は絶好の散策の場として、面目を一新することになります。

砂入れなどの工事が進むお堀＝三月六日撮影

太田川放水路洪水敷き

運動広場や芝ふ広場に開放

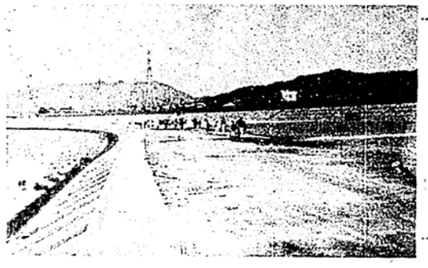

運動広場でスポーツを楽しむ人たち＝三月八日撮影

新庄橋から山手橋手前までの太田川放水路洪水敷き二十三万平方㍍を、青少年や一般市民のスポーツ広場や憩いの広場として開放するため、五千四百万円を投じて、四十三年度から三か年計画で整備を続けています。

計画によると、家族づれで楽しめる芝ふ広場や、子どもたちの砂場、青少年の球技場などをふんだんに取り入れることになっています。すでに、野球やソフトボールなどが自由にできる運動広場や芝ふ広場など、約十万平方㍍を整備して、みなさんに開放しており、格好のレクリェーションの場として大いに利用されています。

子どもが傷つくモグリ入学

通知書は必ずご持参を

ことし小学校へ入学されるお子さんは、昭和三十八年四月二日から三十九年四月一日までに、中学校へ入学されるお子さんは、昭和三十二年四月二日から三十三年四月二日までに、それぞれ生まれた人たちです。

◇通知書をたいせつに

すでに送付している入学指定通知書は四月一日に必ず学校へ持参してください。まだ届いていなかったり、紛失したりしたときは、市教育委員会学事課（市役所南庁舎二階）へ申し出てください。

◇転居のときは届け出を

入学指定通知を受けたのち、住居を変われた人は地元の出張所で住民異動届の写しをもらい、入学指定通知書といっしょに学事課へ持参して、新しい通知書を受けてください。

◇心身障害児は手続きを

盲・ろう・肢体不自由・病弱などのお子さんも、それぞれ入学できる特別の学校がありますから、学事課で入学の手続きをしてください。

◇就学猶予・免除の手続きを

病気をしていたり、からだに欠陥があったり、心身の発育が大変遅れたりしているため、どうしても入学できないお子さんは、就学猶予（入学を一年遅らせる）か、就学免除（入学させない）の手続きをしてください。

この場合は、入学指定通知書、医師の診断書、印鑑をお持ちのうえ、学事課で手続きをしてください。ただし、心身の発育が遅れているお子さんは、医師の診断書のかわりに、中央児童相談所の証明が必要です。

◇モグリ入学はやめましょう

モグリ入学は親のあやまった考えから起こるよくない行為です。純真なお子さんの心を、知らず知らずのうちに傷つけるばかりでなく、通学途上の交通事故、生活指導面の障害、近所に友だちができないさびしさ、そのことから性格におよぼす悪影響――など、よい点はありません。そのうえ、学校の教育計画にも大きな支障を引き起こします。教育委員会としてはこのような弊害を防ぐため、モグリ入学には強い措置を考えています。

どうしても地域外の学校に入学させなければいけないという、やむを得ない事情がある人は、「学区外通学承認願い」を学事課へ提出して承認を受けてください。この承認を受けないで学区外から通学していたり、事実をまげて不正に学区外から通学したりしているときは、たとえ入学後でも、現在地の学校へ転校してもらう方針です。

「食肉モデル店」生まれる

よい商品を選ぶ目を養おう

市ではこのほど商工会議所とタイアップして食肉モデル店二十三店の選定表彰を行ないました。このモデル店制度は、消費者が安心して買える店、消費者に親しまれる店づくりを推し進めていくため審査委員会（市、商工会議所、消費者、業界、学識経験者で構成）を設けて、衛生施設、計量設備、価格や品名の表示、経営管理などの面から総合的に審査して、モデル店を選定するもので、今回の食肉店は鮮魚店、青果店につぎ三回目の選定になります。今後は、業者のみなさんがモデル店にならって向上をはかってもらわなければなりませんが、何といっても消費者のみなさんが、商店や商品を選ぶ目をもっと養って、ほんとうによい店を選ぶようにしていただかなければ効果はあがりません。とくに、食肉店や鮮魚店、青果店などは、地元の消費者との結びつきがたいへん強いので、地区の消費者がみんなでよい店を育てていただきたいと思います。

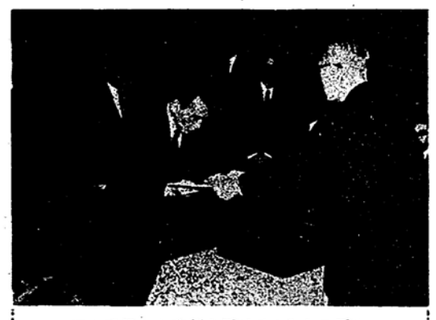

板田助役から表彰を受ける「食肉モデル店」業者＝1月27日、平和記念館で

▽ △

▩食肉モデル店▩

◇菊崎精肉店（横川町三丁目一〇―八）◇新長精肉本店（大手町五丁目六―一五）◇鼻岡商店（本通り三―一）◇花岡商店（猿猴橋一―八）◇寛田精肉店（牛田早稲田一丁目七―二一）◇古田商邦（鱸町五―一〇）◇片岡精肉店（千田町三丁目一―一六）◇木村屋精肉本店（榎町一―二）◇木村屋精肉店（新天地六―一〇）◇高木精肉店（宇品御幸二丁目一〇―二五）◇キクカン（十日市二丁目九―二二）◇細田精肉店（吉島西一丁目一二―二）◇ますゐ（横川町三丁目二―一九）◇つるや精肉店（南段原町一〇―一）◇片岡精肉店（皆実町一丁目一六―一二）◇新町屋精肉店（皆実町三丁目一、〇三〇）◇槌井精肉店（小網町一―四）◇古江菊定精肉店（古江新町一―三〇）◇面出精肉店（横川町三丁目一二―六）◇高木ベーカリーアンデルセン（本通り七―三三）◇白島福春精肉店（東白島町一九―九一）◇かどや精肉店（江波本町八―一七）◇まるい商店（白島北町一五―一四）

市政写真展 伸びゆく広島

三月二十四日から福屋で

年々発展を続ける広島の姿を四十四年度の建設事業を中心にしてとらえた市政写真展「伸びゆく広島」を開催します。お揃いでお出かけください。

とき／三月二十四日（火）から三月二十九日（日）まで。

ところ／福屋百貨店西階段ギャラリー六階から八階。

内容／住宅、上下水道、道路と橋、レクリェーション施設、児童施設、未来の広島など。

伸びゆく広島の新しい中核になる基町再開発事業区域一帯＝3月7日撮影

住所を変わったら届出を

転入出・転居届など

三月から四月にかけては、卒業や進学、就職、転勤などで、住所を変わられる人が一年中でもっとも多い時期です。住所を変わったときは、住民基本台帳法により、必ず市町村長に届出をしなければなりません。

市では、届出をされたことがらを住民基本台帳に記録して、いろんな行政事務の基礎にしております。住民票の写しの交付や選挙人名簿への登録、印鑑の登録や証明、学齢簿の作成など、みなさんに密接な関係のある事務処理は、すべてこの住民基本台帳をもとにして行なっています。したがって、市民のみなさんから正しい届出がされていないと事務処理に支障をきたし、不利益をこうむる場合がありますので、住所を変われたときは、必ず届出をしてください。

▩届出の種類▩

◇転入届（市外から転入したとき）＝十四日以内◇転居届（市内で住所を変わったとき）＝十四日以内◇転出届（市外へ転出するとき）＝十四日以内◇転出届（市前に◇世帯変更届（世帯構成や世帯主が変わったとき）＝十四日以内。

届出の手続きなどで、わからないことがありましたら、地元の市役所出張所（戸籍係）へお問い合わせください。

会と催し

青少年映画教室

三月二十五日と二十六日に

◆少年向け

とき／三月二十五日（水）午後一時からと午後三時からの二回

上映映画／「ジャングルの秘境」「はだかの王様」

◆青年向け

とき／三月二十六日（木）午後六時から。

上映映画／ジェン・エアー

場所はいずれも青少年センター大ホールです。入場料は無料ですから、お揃いでお出かけください

公害防止条例説明会

三月十九日に見真講堂で

広島県公害防止条例が、四十五年四月一日から施行されることになりました。施行に先がけて説明会が開催されますので、関係業者は、もれなくご出席ください。

とき／三月十九日（木）午前九時から正午まで（元安川以東の業者）午後一時三十分から同四時三十分まで（元安川以西の業者）

ところ／見真講堂（中町六―二一）

くわしいことは、県公害課（電話二八―二一一一内線二三三）か市役所公害対策課（電話四五―二一一一内線八六八）へおたずねください。

青年文化講演会

三月二十一日と二十八日に

青年のみなさんに教養をより豊かにしてもらうため、青年文化講演会を開きます。おさそい合わせのうえ、多数ご参加ください。

◇三月二十一日（土）＝「現地に見る沖縄の表情」広大教授　沖原豊氏◇三月二十八日（土）＝「ソビエト二週間印象記」（ソ連ボルゴグラード市を中心に）医学博士　原田東岷氏、市役所渉外課長　新出政雄氏

時間はいずれも午後六時三十分から同八時三十分まで、場所は青少年センター第一集会室です。

くわしいことは、青少年センター（電話二八―〇四四七）まで。

「一日総合相談室」

三月二十七日に市役所で

国や県・市の仕事に対する苦情や要望、税金の問題、借地・借家の問題、金銭貸借上の問題、相続や離婚などの家庭の問題、その他どんな問題でも、一か所で聞ける「一日総合相談室」を開きます。お気軽にご利用ください。

とき／三月二十七日（金）午前十時から午後四時まで。

ところ／市役所本庁舎三階講堂

参加機関／行政監察局　法務局　労働基準局　国税局　家庭裁判所　県　市　中央児童相談所　教育研究所　精神薄弱者更生相談所　身体障害者更生相談所　教育研究所　東・西社会保険事務所　土木建築事務所　農林事務所　NHK　電報電話相談所　自賠責保険査定事務所

そのほか、市役所公聴課では、毎週定期的に特別相談を行なっていますので、お気軽にご利用ください。

ハイキング参加者

三月二十二日に野貝原山へ

とき／三月二十二日（日）雨天の場合は三月二十九日（日）に変更

目的地／佐伯郡廿日市町　野貝原山（徒歩往復約十五キロ　一般向き）

集合／広島バスセンターに午前八時から同八時二十分までに。

経費／交通費は各自で負担する。

申込み先／市教育委員会保健体育課（国泰寺町一丁目六―三四）

申込み期限／三月二十日（金）

申込み方法／官製ハガキに、「第百四十回市民ハイキング参加申込書」と書き、住所、氏名（ふりがなつき）、職業か学校名、年齢、性別、連絡先電話を記入して申し込む。

そのほか、くわしいことは市教育委員会保健体育課（電話四五―二一一一内線六四一）まで。

市営住宅入居者

老人・母子向けなど

申込み資格／◆老人世帯＝六十五歳以上の人と①配偶者でおおむね六十歳以上の人②十八歳未満の子どもか孫③三親等以内の不具廃疾者④三親等以内の六十歳以上の人――のいずれかだけで構成している世帯など◆母子世帯＝配偶者と死別した女子で、現在満二十歳未満の子どもを扶養している人か、これに準ずる事情にある人のうち①離婚した女子で、現在結婚していない人②配偶者の生死が明らかでない人③特別な理由で、配偶者と別々に暮らしている人――のいずれかに該当する世帯◆身体障害者世帯＝生計上、おもに収入を得ている人が、①戦傷病者では、恩給法別表第一号表の三第一款症以上の障害があり、そのうえ、戦傷病者特別援護法第四条の規定により、交付を受けた戦傷病者手帳を持っている人②戦傷病者以外の身体障害者では、身体障害者福祉法施行規則別表第五号の四級以上の障害があり、そのうえ、身体障害者福祉法第十五条第四項の規定により、交付を受けた身体障害者手帳を持っている人◆老人・母子・身体障害者世帯の収入基準は、入居しようとする全員の一年間の収入を、「（年間収入金額―10万円）×12分0.8」の算式により算出した月額が二万四千円以下であること。

申込み方法／①市営住宅入居申込書　②給与証明書か所得額証明書（収入のある人全員）③住民票の写し④申込票――を揃えて申し込む（一世帯一住宅限り）

募集

募集戸数／◇老人向け＝戸坂町桜が丘　四戸◇母子向け＝戸坂町桜が丘　十戸　戸坂町百田　二十戸◇身体障害者向け＝戸坂町桜が丘　七戸

受付け期間／三月二十八日（土）から三月三十日（月）まで。毎日午前九時から午後五時まで。

受付け場所／福祉事務所庶務課（国泰寺町一丁目四―二二）

公開抽せん日／四月上旬（後日通知する）

くわしくは福祉事務所庶務課（電話四五―二一一一内線三一〇）へおたずねください。

青年学級参加者

リーダー養成のため

地域青年リーダーを養成するため、青年学級を開きます。ふるってご参加ください。

期間／四十五年四月十三日から四十六年三月二十二日まで、毎週月曜日午後六時三十分から同八時三十分まで。

場所／青少年センター、中央公民館など。

対象／地域の青年活動に関心がある二十五歳までの人。

定員／百人

学習のおもな内容／レクリエーションの技術、グループのつくりかた、運営の技術など。

申込み方法／所定の申込書を、四月十日（金）までに、市教育委員会社会教育課へ提出してください

くわしいことは社会教育課（電話四五―二一一一内線三九八）へお問い合わせください。

施設見学会参加者

三月二十七日に浄水場などへ

とき／三月二十七日（金）午前九時から午後三時三十分まで。

見学する施設／社会福祉センター　千田下水処理場　東清掃事務所　ユース・ホステル　牛田浄水場　永安館（変更することがある）

集合／市役所玄関前に午前八時四十五分までに集合してください。

申込み先／市役所広報課（電話四五―二一一一内線五〇九）へ必ず電話で申し込んでください。

その他／①定員は五十五名（定員になりしだい締め切る）②昼食、雨具はご持参ください。

固定資産課税台帳の縦覧は3月20日までに

場所：市役所本庁舎講堂

時間：午前8時30分から午後5時まで（日曜日と土曜日の午後はのぞく）

評価額などに異議のある人の**審査の申し出は3月30日までに**行なってください。

くわしいことは、市役所資産税第一課（電話45―2111内線265・544）へおたずねください。

県税の納付に口座振替制度のご利用を

自動車税、個人事業税の納税には、あなたが指定される金融機関が、あなたにかわって納税手続きをしてくれる口座振替制度のご利用をおすすめします。この制度をご利用になれば、納税の手数がはぶけるなど、大変便利です。

広島県税事務所（電話28―2111）へお申し出くだされば いつでもその手続きをおとりします。

米の生産調整にご協力を

広島市で39.5トンを減産

米の生産は、農家のみなさんの努力と、生産技術の進歩により、近年いちぢるしく増産されてきました。反面、消費量は年々減少の一途をたどってきています。

したがって、政府が買い入れた在庫米は、45年10月末で約800万トンと推定され、この状況が続き、さらに、在庫量がふえますと、食糧管理法の維持が困難になりますので、政府は、つぎの条件によって転作か休耕などをしていただき、生産調整にみなさんのご協力をお願いすることになりました。

◇減産は昭和44年水稲植付け水田を基準に置きます◇広島市の減産目標は39.5トン（これは、現在の広島市における生産量の10%強）◇減産奨励補助金は、平均して、10アール当り31,752円ですが、農業共済組合引受収穫見込み数量1キログラム当り81円を乗じた金額とします◇農地法4条と5条の農地転用はのぞきます◇農家のみなさんは、所属農業生産区長を経由して、減反数を申し込むものとします。

農家のみなさんは、上にのべたことをじゅうぶんご理解のうえ、ご協力をお願いします

くわしいことは、市役所農林課（電話45—2111 内線472）にお問い合わせください。

募集

バス・ハイク参加者

とき／4月19日（日）
目的地／冠高原
集合／青少年センター前広場に必ず午前8時30分までに集合。
募集人員／ 180名（定員になりしだい締め切ります）
会費／ひとり600円、小学生以下は400円（おみやげ付き）
申込み方法／3月30日（月）までに、会費を添えて、青少年センターへ申し込んでください。
その他／①申込み後の取り消しは当日の1週間前までにすること。それ以後は、会費の返却はしません②昼食・雨具はご持参ください

くわしいことは、青少年センター（基町5番61号　電話28—0447）へお問い合わせください。

研究会参加者

◇ペン習字＝毎月第1・3月曜日　講師：白日行雄氏　会費：月300円
◇孔版＝毎週火曜日　講師：三宅照一郎氏　会費：月500円
◇木曜会（哲学勉強会）＝毎月第2・3・4木曜日　世話人：谷口俊夫氏　会費：月100円
◇文学（読書会）＝毎月第2金曜日　講師：松元寛氏ほか　会費：月200円
◇英会話＝毎週土曜日　講師：テーリ・ブラナー氏ほか　会費：月500円

この5部門は、いずれも午時6時から同8時までで、会場は平和記念館です。

◇フォークダンス＝毎週木曜日　講師：向井アヤ子氏ほか　会費：月100円
◇マンドリン＝毎週金曜日　講師：毛利川毅氏　会費：月600円
◇楽焼＝毎月第2土・日曜日　指導者：森吉信氏　会費：月500円

フォークダンスとマンドリンは、午後6時から同8時まで、楽焼は、土曜日は午後1時から、日曜日は午前8時30分からです。会場は、いずれも中央公民館（基町）です。

そのほか、申込み方法など、くわしいことは、平和記念館内公民館（電話41—5246）か中央公民館（電話21—5943）へおたずねください。

職業訓練生

募集主体／家事サービス職業訓練校
資格／満25歳以上の女性
コース／①家事サービス②食物・調理③ホームヘルプ。
応募方法／3月31日（火）までに、広島公共職業安定所へ申し込む。
訓練の期間／4月11日（土）から6月30日（火）まで。
授業料／無料

そのほか、くわしいことは、家事サービス職業訓練校（宇品御幸三丁目11番52号　電話51—4279）へお問い合わせください。

消費者モニター

募集主体／公正取引委員会
任期／昭和45年4月1日から昭和46年3月31日まで。
応募方法／所定の申込み用紙に記入のうえ、公正取引委員会事務局広島地方事務所（立町1番20号　広島長銀ビル内　電話47—9141・9142）へ申し込んでください。

申込み用紙は公正取引委員会にありますので、15円切手をはって、あて先明記の返信用封筒を同封のうえ、申し込んでください。
申込み受付け期限／昭和45年3月31日（火）（締切り日消印有効）

そのほか、くわしいことは、公正取引委員会事務局広島地方事務所へお問い合わせください。

日独交歓団員

募集主体／世界青少年交流協会
資格／◇45年4月1日現在、満25歳から40歳まで（青少年指導者は、この限りでありません）の日本人◇英語、独語、仏語などの外国語のうちで、少なくとも1か国語で簡単な日常会話ができる人。
申込み受付け期限／①推せんを受けて応募される人は、3月29日（日）までに②一般公募者は、3月27日（金）までに申し込んでください。

そのほか、訪問国、応募方法、提出書類など、くわしいことは、市役所青少年福祉課（電話45—2111 内線293）へお問い合わせください。

改良無臭トイレは注意して使用を

最近、改良無臭トイレが普及していますが、この種のトイレを使用されているみなさんは、つぎの点に注意してください。

◇この便そうは、吐き出しパイプに注水（40～50リットル＝大バケツ約3バイ分）を、必ず行なって使用してください。

◇汲取り料金は、原則として人頭制料金を適用していますが、注水量がいちぢるしく多くなると、従量制料金を適用することになります。使用のたびに注水することは、さけてください。

◇固い紙や新聞紙などを使用していると、つまる原因になりますので、水にとけやすい紙類を使用するようにしてください。

◇きょう雑物や固形物は、水洗便所と同様に考えて、落さないようにしてください。

権利を守るために公証制度のご利用を

遺言によって、財産を処理したり、いろいろな契約・取引きで権利を守るときなどには公正証書を必ずつくっておきましょう。

公正証書は、法務大臣が任命する公証人（判事、検事、法務局長、弁護士を長年つとめた人から選ばれる）が作成する証書でしかも、国の監督のもとでつくられますので、確実な証拠力をもちます。口約束や当事者間の契約書だけでは、まんいち相手がたが約束を履行しなかったときは、裁判にもなりかねません。公正証書がつくってあれば、権利者は裁判手続きをしなくても、証書の力で金銭取立ての強制執行もできます。

市内では、不銀ビル（中町7番41号）6階に、広島公証人合同役場がありますのでご利用ください。

広島市政と市民

安全は人にたよらず自分で守ろう
毎月1日・10日・20日は「市民交通安全の日」です。

特集号　No340

完成ま近い被爆者養護ホーム

3月20日ごろから受付けの予定

希望者は原対課へ申込みを

すでにお知らせしているように、舟入幸町舟入病院敷地内に、被爆者養護ホームの建設工事が、3月末完成をめざして、現在、急ピッチで進んでいます。

この養護ホームは、被爆したために肉体的精神的な苦しみはもとより、経済的にも社会的にも、いろんな影響を受け、不安な毎日を過しておられる被爆者のみなさんの、援護の一環として設けられるものです。鉄筋コンクリートづくり、地下1階、地上3階、のべ面積3,066平方㍍の規模になるこの建物は、冷暖房設備が完備され、エレベーターが設置されるなど、近代的な施設になります。

施設を「被爆者一般養護ホーム」と「被爆者特別養護ホーム」とに分けて、前者に100名、後者に50名をそれぞれ収容します。入所対象は、つぎのとおりです。

▪一般養護ホーム

原則として、60歳以上の、就労能力をもっておられない被爆者で、身体上・精神上・環境上の理由によって、居宅で養護を受けることが困難な人です。たとえば、①原爆孤老②身体が不自由で、身のまわりの世話をしてくれる人がいない老齢者③家族とのおり合いが悪い老齢者④住居が狭まく環境の悪い老齢者などです。

▪特別養護ホーム

身体上・精神上、いちぢるしい欠陥があるために、常時、介護を必要とし、居宅においてこれを受けることが困難な人です。（この場合は、年齢の制限はありません）たとえば①身体が不自由で、寝たきりの人②身体が不自由で、食事、排便、入浴、その他日常生活を行なううえに、他人の助けがいる人③原爆小頭症で、家庭で介護を受けることができない人——などです。

現在、国・県・市がこのホームに入所するための基準、つまり、入所基準をどのように決定したらよいかを話し合っています。これが決定しないと、入所の受け付けを始めることができないことになっていますが、見込みとしては、上にのべたような人を対象にして費用負担は、原則として無料になる予定です

しかし、申請本人、配偶者と本人の生計を維持している扶養義務者の収入によっては、費用の一部を負担していただくことがあります。

こうした基準にしたがって、3月20日ごろから、市役所原爆被害対策課で、入所申請の受け付けを始める予定です。申請者は、同課に備えてある所定の申請用紙に、必要事項を記入して、申請していただくことになります

このほか、この養護ホームに対するくわしいことは、市役所原爆被害対策課（南庁舎2階　電話45—2111 内線327）へお問い合わせください。

完成ま近い被爆者養護ホーム＝3月11日撮影

10年年金のあらまし

大正5年4月1日以前に生まれた人を対象に

昭和46年4月から支給

国民年金を受けるためには、普通、保険料を25年以上納めておかなければならないことになっています。しかし、制度が発足した昭和36年当時、すでに、一定の年齢を越えていた人たちには、この納付期間が10年から24年まで、それぞれ年齢に応じて短縮されることになっており、その期間を満たせば、年金が受けられる仕組になっています。

このうち、明治39年4月1日から大正5年4月1日までに生まれた人は、10年間保険料を納めればよいことになっています。これを一般に10年年金と呼んでいます。

したがって明治39年4月1日生まれの人が、この10年年金を受けられる最初の人たちに該当するわけで、昭和46年4月から年額6万円（月額5,000円）の年金が支給されることになります。

納めた期間	年金額
10年	60,000円
9年11か月	38,080円
8年	30,720円
5年	19,200円

全額を受けられない未納者

しかし、この6万円（月額5千円）という年金は、1か月でも保険料が未納になっておれば、全額受けることができなくなります。また、未納期間が多くなると、左の表のように、年金額が極端に少なくなります。

これは、10年納めた人の場合は、普通の年金額に優遇分を国が負担してうわ積みしますが1か月でも未納期間があると、この優遇分が受けられないことになっているためです。

未納保険料の特例納付を

時効によって、すでに納付することができなくなっている保険料は、このたびの法律の改正で、昭和45年7月から9月末日までに申し出れば、昭和47年6月までの2年のあいだに限って、その滞納期間1か月につき、450円の割合いによる金額を、改めて納付することができるようになりました。

この特例納付制度を活用して、10年間完納しておくことが大切でしょう。

保険料が未納になっている人は、早めに広島東社会保険事務所（基町7番40号市民病院北側　電話21—6990）でご相談ください。

▽　△　▽

編集・発行／広島市総務局広報課（電話代表45－2111）　印刷／株式会社文化社　発行日／昭和45年3月21日